

家畜衛生情報

# つばき



季刊 第144号  
令和5年 夏号



高浜海水浴場（五島市三井楽町）

## 目次

- P. 2…豚熱・アフリカ豚熱には引続き警戒が必要です!
- P. 3…口蹄疫情報  
夏季休暇期間中の防疫対策について
- P. 4…五島牛繁殖雌牛飼養管理マニュアルを作成
- P. 5…現場後代検定材料牛取得交配への協力をお願いします  
家畜排せつ物の適正処理
- P. 6…家畜保健衛生事業推進会議、飼養衛生管理  
指導強化推進協議会の開催  
令和5年度長崎県家畜保健衛生業績発表会  
令和5年度五島地域肉用牛大学

長崎県五島家畜保健衛生所  
(五島振興局農林水産部家畜衛生課)

〒853-0031

長崎県五島市吉久木町725-3

TEL (0959)72-3379

FAX (0959)72-1023

E-mail s12230@pref.nagasaki.lg.jp



# 豚熱・アフリカ豚熱には引き続き警戒が必要です!!

## 【発生状況】

豚熱は2018年、岐阜県での発生以降全国に発生が拡大し、2023年3月現在で161農場、5と畜場において発生が確認されています。

野生いのししについても2018年に本病ウイルスに感染した個体が確認されて以降2023年6月現在で6,110頭全国で確認されています。依然九州では確認されていないものの、山口県で確認されており、いつ九州で感染個体が確認されてもおかしくない状況です。

アフリカ豚熱は日本での発生はないものの、世界各地で発生が確認されています。特に韓国では直近で2023年4月に発生が確認されており、いつ我が国に侵入してもおかしくない状況です。

## 【侵入防止対策】

豚熱、アフリカ豚熱の農場への侵入を防止するためには、飼養衛生管理基準の遵守、特に野生動物の侵入防止対策の徹底が重要です。養豚農家の皆様におかれましては、下記野生動物侵入防止対策のポイントを参考に対策を実施してください。

### ポイント1：近づかせない！

農場周囲の茂みは野生動物の格好の潜み場となりますので草刈りを定期的に行いましょう。

### ポイント2：えさ場を無くす！

農作物の収穫残さ生ごみなどは野生動物のえさとなります。農場周囲の環境改善に努めましょう。

### ポイント3：ワイヤーメッシュの定期点検を実施する！

ワイヤーメッシュの破損や野生動物が土を掘った際にできた下部の隙間は侵入経路となりますので、速やかに修繕をしましょう。



ワイヤーメッシュ下部の隙間



開閉部の破損

# 口蹄疫情報

韓国では2023年5月に4年ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。過去のわが国での本病の発生をみると、韓国での発生が確認された後に発生しています。

現在、本病がわが国へ侵入するリスクは非常に高い状況にありますので、牛、豚飼養農家の皆様は、飼養衛生管理基準の徹底により、農場への侵入防止対策に努めてください。

過去の日本での発生をみると  
まず韓国で発生しています！



2000年 → 2000年

2002年

2010年 → 2010年

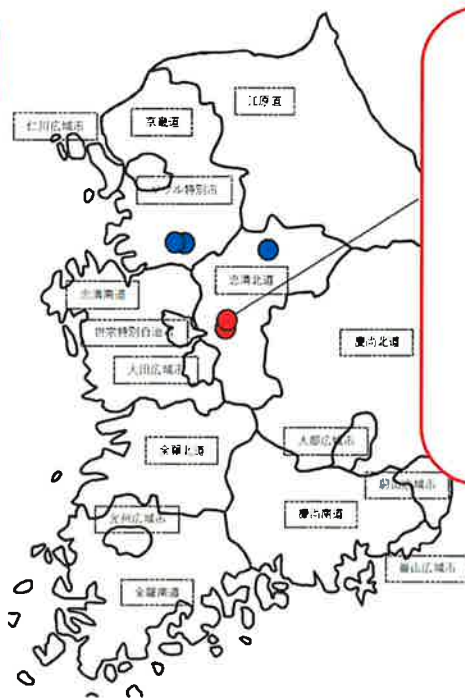
2011年

2014年

現在



侵入する可能性  
は非常に高い！！



忠清北道(11件)

5月10日(確定日は11日)  
清州市 牛:3件(O型)  
5月11日  
清州市 牛:1件(O型)  
5月12日  
清州市 牛:1件(O型)  
5月14日  
曾坪郡 牛:1件(O型)  
5月15日  
清州市 牛:1件(O型)  
5月16日  
清州市 牛:1件(O型)  
山羊:1件(O型)  
曾坪郡 牛:1件(O型)  
5月18日  
清州市 牛:1件(O型)

## 夏季休暇期間中の防疫対策について

豚熱はこれまでワクチン接種県を含む18県で86事例が発生しました。アフリカ豚熱や口蹄疫はアジアで発生が継続しており、特に口蹄疫は韓国で令和5年5月に続発するなど予断を許さない状況です。また、高病原性鳥インフルエンザも昨年、佐世保市で本県初事例が発生し、国内でも過去最大の発生となるなど本県での家畜伝染病の発生リスクは高まっています。

家畜の生産者・関係者の皆様は、夏季休暇期間中においても、以下の点にご留意いただき、家畜伝染病の発生防止に努めてください。

### 【留意事項】

- ・ 畜産関係者の家畜伝染病の発生地域や非清浄地域への渡航自粛
- ・ 特に外国人留学生へ海外から肉製品等を持ち込まないよう周知
- ・ 衛生管理区域への必要のない者の立入り制限、立入禁止看板の設置
- ・ 畜舎や衛生管理区域専用の衣服や手袋・長靴の設置及び着用
- ・ 農場内及び車両、人等の消毒励行、消毒薬の適切な濃度での使用や交換
- ・ 毎日の家畜の健康観察及び異状家畜の早期発見・早期通報

# 五島牛繁殖雌牛飼養管理マニュアルを作成しました

これまで、五島地域では繁殖雌牛用の飼養管理マニュアルがありませんでした。そのため、農業振興対策協議会畜産部会員でマニュアルを作成し、斉一性のある牛づくりを普及することで、五島地域の分娩間隔380日以内を目指していこうと考えました。この機会に農場の飼料給与体系の見直しをお願いします。  
(※令和3年分娩間隔 五島地区：391.9日、長崎県391.5日)

〈記載内容〉

## 1. 飼料給与体系を記載

五島地域で採れる粗飼料は粗タンパク質（CP）が低い傾向にあることから、大豆粕でCPを補う飼料給与体系を作成しました。また稲WCSはCPとアミノ酸含有量がイタリアンライグラスに比べ低いため、稲WCSの単味給与を避けた飼料給与体系も記載しました。

繁殖雌牛のCP不足は分娩後の発情回帰や出生子牛の抗病性にも影響することから、大豆粕による補給だけでなく粗飼料の質を高めることも肝要です。

分娩後月齢(月)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
基本給与体系	繁殖ステージ	泌乳期			維持期						妊娠末期		
	繁殖用配合	3.0	3.0	3.0							2.0		
	イタリアン、エンバク(乾草)	9.5	9.0	8.5							7.5		
	大豆粕	0.5	0.5	0.5									
	稲WCS	0.5	0.5	0.5									
WCS体系	繁殖用配合	3.0	3.0	3.0							2.0		
	イタリアン、エンバク(乾草)	7.0	6.0	5.0							5.0		
	稲WCS	7.0	7.0	7.0							7.0		
	大豆粕	0.5	0.5	0.5									
	稲WCS	0.5	0.5	0.5									

## 2. ICT機器や発情発見シール等の活用推進

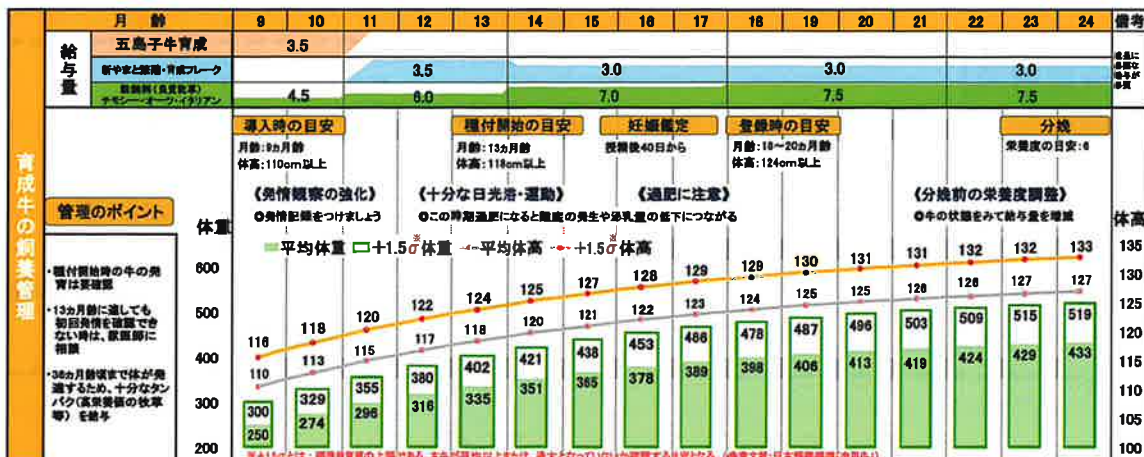
近年、省力化、効率化を図る目的でICT機器等を導入する農場が増えていることから、紹介を兼ねて記載しています。



牛恩恵

## 3. 育成牛の給与量及び月齢別平均体重、平均体高を記載

育成牛の給与量及び月齢別平均体重、平均体高のグラフを掲載しました。発育の続く36か月齢頃までは栄養の過不足がないよう、良質な餌をしっかりと給与することが肝要です。



マニュアルは JA ごとう畜産事業所、各支店にて配布しています。

## 現場後代検定材料牛取得交配への協力をお願いします

適正な現場後代検定の実施のためには材料牛の確保が必須となります。今年度の管内の割当ては五島市岐宿町から生産された2頭となっています。五島から種雄牛を生産するため、皆様のご協力をお願いします。

取得交配を実施いただくと補助金が支給されます。産子は発育等を考慮のうえ、県下で15頭前後を買上げますが、買い上げ額は発育や直近の家畜市場成績等を参考に決定します。ご理解のうえ、ご協力をお願いします。

また、飼養者の皆様は授精証明書のJAへの提出、授精師の皆様は余った精液・証明書のJAへの返却をお願いします。

### 令和5年度現場後代検定材料牛取得交配計画（五島地区）

交配期間		R5.8.15~9.29	R5.11.15~12.30
生産地		五島市岐宿町	五島市岐宿町
血統	父	勝乃幸	茂晴花
	2代祖	金太郎3	平茂晴
	3代祖	平茂晴	百合茂
種雄牛名号		鬼岳3	婆羅門（改名予定）
割当頭数		27頭/75頭	24頭/75頭

補助金について  
 種付けした場合………15,000円/頭  
 受胎した場合……… 5,000円/頭  
 子牛が生まれた場合…30,000円/頭  
 など



## 家畜排せつ物の適正処理について

家畜ふん尿や畜産に起因する汚水などの家畜排せつ物は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」で**適正な管理と処理が義務付けられています**。

家畜排せつ物の処理や保管には、守るべき基準（「**管理基準**」）がありますので、以下の管理基準を守り、野積みや素掘り等の不適切な処理をしないようにして下さい。

### <管理基準>

#### 1 管理施設の構造設備に関する基準

ア ふんなどの固形状の家畜排せつ物を管理する施設は、床をコンクリートや遮水シート等の**不浸透性材料で築造し**、適当な覆いと側壁などを設ける

イ 尿やスラリーなど液状の家畜排せつ物を管理する施設は、**不浸透性材料で築造した貯留槽**とすること

#### 2 管理の方法に関する基準

ア 家畜排せつ物は、**管理施設で管理**すること

イ 管理施設の**定期的な点検や修繕等**、装置の**維持管理を適切に行うこと**

ウ 家畜排せつ物の**年間の発生量、処理の方法、処理の方法別の数量について記録を行うこと**

※ 飼養規模が小規模（牛・馬10頭未満、豚100頭未満、鶏2,000羽未満）の場合は、管理基準の適用対象外ですが、適切な処理自体は義務ですので、不適切な処理はしないようにしてください

**管理基準に違反し、改善がみられない場合には罰則（20万円以下の罰金）を科せられることがあります。**

## 家畜保健衛生事業推進会議、 飼養衛生管理指導強化推進協議会を開催しました

去る6月23日、県、市町、JA、NOSAI、獣医師、団体等、およそ25名を参集して、標記会議及び協議会を開催しました。

家畜保健衛生事業推進会議は、当所事業の効率的な遂行を目的として、事業内容の説明を行いました。

飼養衛生管理指導強化推進協議会は、畜産関係者も飼養衛生管理基準を理解して、立入台帳への記入や農場立入時の車両・手指の消毒など昨年同様、基準遵守に向けた取組みを行うことについて協力をお願いしました。

農家の皆様におかれましても、農場入口での車両消毒や踏込消毒槽の設置など、飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いします。



## 令和5年度長崎県家畜保健衛生業績発表会が開催されました！

5月30日、長崎県市町村会館にて令和5年度長崎県家畜保健衛生業績発表会（長崎市）が開催されました。当日は県内各家畜保健衛生所から計15題の発表があり、当所からは「五島地域の重点農家に対する生産性向上対策」について七島獣医師が発表しました。審査員からは、「地道な取組みだが、着実に効果が現れており、高く評価できる」と講評いただきました。更なる改善に向けて関係機関一同、精一杯努めてまいります。発表にあたりご協力いただいた畜産農家の皆様、関係機関の皆様にご挨拶申し上げます。



## 令和5年度五島地域肉用牛大学が開催されました！

去る6月16日、令和5年度五島地域肉用牛大学が開催されました。今回は、家畜改良事業団の萩野先生から、「黒毛和種のゲノミック評価の現状」についてご講義いただきました。簡単ではありますが、講義内容を紹介します。

ゲノミック評価とは、従来の評価法にDNA情報を加え、後代検定成績を待たずに一定以上の産肉能力を評価するものです。ゲノミック評価は保留または肥育素牛の選畜の判断材料や精液の選定等に活用できます。そのため、母牛のゲノミック評価を子牛セリ名簿に記載し、購買意欲向上に取り組む市場もでてきました。新たな取組みとして令和4年に家畜改良事業団が公表した「種雄牛の生時体重ゲノミック育種価」は、交配種雄牛の選定や出生子牛の大きさ予測に活用できます。また、家畜事業団でゲノミック評価した最新の結果は、G-Eva®(ジーバ)の利用申込後、スマートフォンやパソコン・タブレットで閲覧が可能になります。

合理的な経営の一助になりますので、ぜひゲノミック評価をご活用いただけたらと思います。